

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	いちき串木野市 健康増進関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、健康増進関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

健康増進関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

いちき串木野市長

## 公表日

令和6年5月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、各種検診の対象者の管理、対象者への受診券の送付、各種検診の実施、対象者への勧奨、受診結果の管理、統計処理の管理を行う。また、マイナーポータルを利用して自らの受診情報を確認することができる。 ・歯周病検診、肝炎ウイルス検診、がん検診、骨粗鬆症検診（健康増進法第19条の2） ・健康増進事業の実施に関する情報提供の求め（健康増進法第19条の4）
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二における情報提供・情報照会の根拠102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	いちき串木野市 健康増進課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いちき串木野市 健康増進課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1

# II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</span>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 500人以上 2) 500人未満</span>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</span>

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ-1	H26.12.1	H28.4.1	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ-2	H26.12.1	H28.4.1	事後	
平成28年4月1日	I-1-1-②	訪問指導及び	への	事後	
平成28年4月1日	I-1-1-②	②健康相談等に関する事務	(削除)	事後	
平成28年4月1日	I-3	番号法第9条第1項、別表第一 第76項並びに健康増進法第17条等	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	
平成29年4月1日	I-5-②	所崎 重夫	若松 友子	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	H28.4.1	H29.4.1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	H28.4.1	H29.4.1	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-1	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成31年4月1日	I-5-②	健康増進課長 若松友子	健康増進課長	事後	様式変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅱ-1	H30.4.1	H31.4.1	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-2	H30.4.1	H31.4.1	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和2年1月1日	Ⅱ-1	H31.4.1	R2.1.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年1月1日	Ⅱ-2	H31.4.1	R2.1.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年1月1日	Ⅱ-1	R2.1.1	R3.1.1	事後	
令和3年1月1日	Ⅱ-2	R2.1.1	R3.1.1	事後	
令和4年3月1日	I-1-1-①	健康増進関係事務	健康増進事業の実施に関する事務	事前	
令和4年3月1日	I-1-1-②	健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者への通知並びに結果入力等に関する事務	健康増進法に基づき、各種検診の対象者の管理、対象者への受診券の送付、各種検診の実施、対象者への勧奨、受診結果の管理、統計処理の管理を行う。また、マイナーポータルを利用して自らの受診情報を確認することができる。 ・歯周病検診、肝炎ウイルス検診、がん検診、骨粗鬆症検診(健康増進法第19条の2) ・健康増進事業の実施に関する情報提供の求め(健康増進法第19条の4)	事前	
令和4年3月1日	I-1-1-③	健康管理システム 統合宛名システム	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事前	
令和4年3月1日	I-4-①	未定	実施する	事前	
令和4年3月1日	I-4-②		番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二における情報提供・情報照会の根拠102の2の項	事前	
令和4年3月1日	Ⅱ-1	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ-2	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅳ-8	外部監査	自己点検、外部監査	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-1	令和4年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-2	令和4年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-1, 2	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	